

発委第2号

令和8年6月4日

大津町議会
議長 坂本 典光 様

提出者
大津町議会経済建設常任委員会
委員長 大村 裕一郎



議案第39号令和8年度大津町一般会計補正予算に対する附帯決議の
提出について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び大津町議会会議
規則第14条第3項の規定により提出します。

(提案理由)

令和8年度大津町一般会計補正予算の地域力創造アドバイザーを活用した観
光振興事業について、既存事業との役割分担、事業の推進体制や効果検証方法
等の改善が必要なため。



議案第39号令和8年度大津町一般会計補正予算に対する附帯決議（案）

本委員会は、地域力創造アドバイザーを活用した観光振興事業について、地域経済の活性化や交流人口の拡大に資する取組として一定の意義を認め、本補正予算案に賛成するものである。

しかしながら、本事業については、当初予算審査時に十分な説明がなされておらず、既存の観光協会委託事業やプロジェクトマネージャーとの役割分担及び連携体制が必ずしも明確とは言えない。

また、本町の観光振興は、長年にわたり観光ボランティアや商工団体など、多くの関係者の地道な活動によって支えられてきたものであり、本事業の推進に当たっては、現場で活動する方々の意見や経験を十分に反映させることが重要である。

さらに、本事業については、第7次大津町振興総合計画実施計画への位置付けが明確に確認できない状況にあり、町の上位計画との整合性についても慎重な検証が求められる。

また、交付税措置が講じられている事業であることを理由に、必要性や効果の検証が十分になされないまま事業拡大が進んでいないかという点についても、十分な留意が必要である。

よって、町執行部に対し、次の事項について適切な対応を求める。

- 1 本事業の目的及び既存観光事業との役割分担を明確にし、観光振興施策全体の中での位置付けを整理すること。
- 2 事業の推進に当たっては、観光ボランティア、商工団体など現場で活動する関係者の意見を十分に聴取し、事業運営に反映させること。
- 3 観光入込客数、町内消費額、宿泊者数、人材育成など具体的な成果指標を設定し、客観的な効果検証を実施すること。
- 4 事業の進捗状況及び成果について、定期的に議会へ報告すること。
- 5 アドバイザー任期終了後においても、地域に人材やノウハウが継承され、自立的な観光振興につながる体制整備を図ること。

以上、決議する。

令和8年6月 日

大津町議会